明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（一一七）　九
○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（一一八）　一〇
○外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律（一一九）　一四
○日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（一二〇）　一五
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（一二一）　一七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（一二二）　一八
○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（一二三）　一九
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（一二四）　二三
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（一二五）　二六
○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（一二六）　二七
○空家等対策の推進に関する特別措置法（一二七）　二八

〔政　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令（三六八）　三〇
○花きの振興に関する法律の施行期日を定める政令（三六九）　三三
○花きの振興に関する法律施行令（三七〇）　三三
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（三七二）　三三
○保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七三）　三四
○保険業法施行令の一部を改正する政令（三七四）　三四
○電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七五）　三四
○電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（三七六）　三五
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（三七七）　三五

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約（一八）　三六

〔府　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**七三）　五六
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**七四）　五七
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**七五）　五九

〔府令・省令〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務**六）　六一

〔省　令〕
○花きの振興に関する法律施行規則（**農林水産**六四）　六二

〔告　示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の効力発生に関する件（**外務**三五四）　六四
○国際運輸業の所得に対する課税の相互免除に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の取極の終了に関する書簡の交換に関する件（**同**三五五）　六四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。